

おおたくしょう しゃさべつかいしようしえんちいききょうぎかい 大田区障がい者差別解消支援地域協議会について

1 設置目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）第1条に規定する「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す。

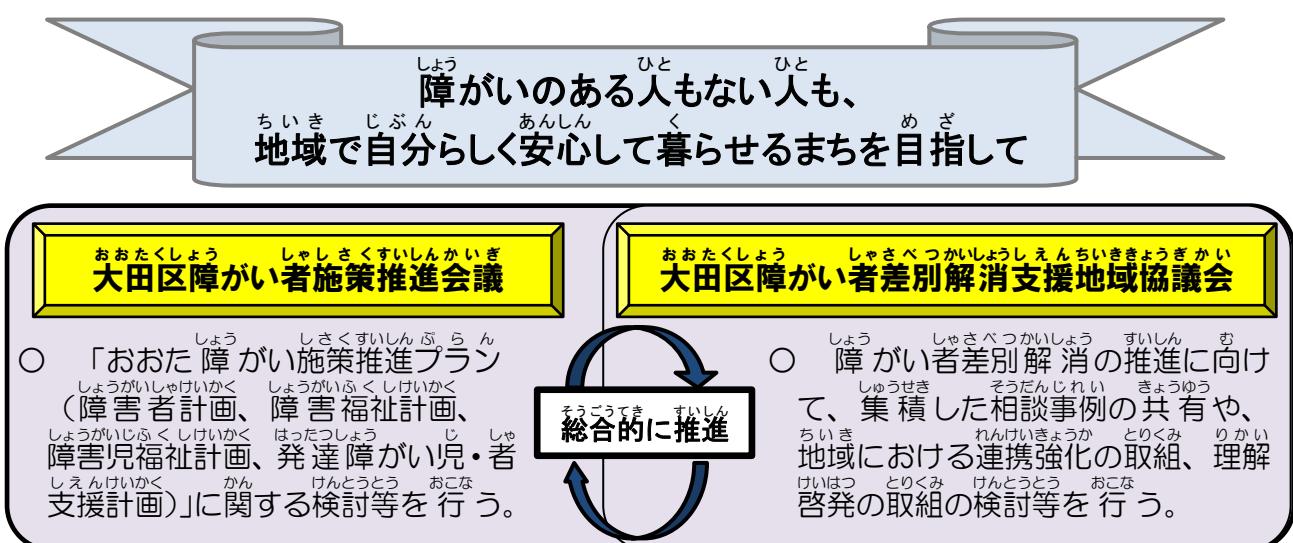
2 委員構成

大田区障がい者施策推進会議委員と区内在住の障がい当事者委員（地域協議会のみの参加）で構成する。

3 主な役割

- 主に以下のことについて協議し、障がい者差別解消に向けた取組につなげていく。
- 障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための地域ネットワークの構築
- 障がい者差別に関する相談事例などについての情報共有
- 障がい者への理解を促進するための普及啓発の取組

4 機能・連携のイメージ



5 会議のすすめ方について

(1) 会議の開催について

(2) 会議の進行について

ないよう 内容									
① かいぎ しかい かいちょう おこな かいちょう けっせき はあい ふくかいちょう おこな	かいぎの司会は会長が行い、会長が欠席などの場合は副会長が行います。								
しだい そ かいぎ ぎだい さいしょ はいふ しりょう	次第に沿って会議をすすめます。議題のところでは、最初に、配付した資料な								
つか じむきょく かんたん せつめい おこな あと いいん かた いけん	どを使って、事務局が簡単に説明を行います。その後に委員の方から意見や								
しつもん 質問をいただきます。									
③ はづげん て あ しかし はづげんしゃ しめい	発言をしたいときは、手を挙げてください。司会が発言者を指名します								
しかし なまえ よ まい く わた はづげん はづげん	司会に名前を呼ばれたら、マイクを渡すので発言をしてください。発言をする								
さいしょ じぶん なまえ い ことば はな こころ	ときは、最初に自分の名前を言うようにしてください。								
⑤ ゆっくりとわかりやすい言葉で話すように心がけてください。									
ひつよう おう く しょくいん た いいん ほじょ おこな	⑥ 必要に応じて、区の職員や他の委員などが補助を行います。								
はなし ないよう まるばつかーど あ きぼう	話の内容がわからないときなどは、「〇×カード」を挙げてください。希望す								
かた じせん わた る方に事前にお渡しをしておきます。									
じかん こ かいぎ はあい とちゅう ぶんていど きゅうけい	⑧ 1時間を超える会議の場合は、途中で10分程度の休憩をいれます。								

(3) 配付資料について

	内容
①	はいふしりょう きほんてき かんじ る ひ さくせい 配付資料は、基本的に漢字などにルビをふって作成します。
②	はいふしりょう ことば す つか さくせい 配布資料は、できるだけわかりやすい言葉や図などを使って作成します。
③	はいふしりょう みぎうえ かいぎ なまえ ひづけ しりょうばんごう きさい 配付資料の右上に、会議の名前、日付、資料番号を記載します。
④	かいぎしりょう きじろく ろくおん かいぎしゅうりょうこ く ほ 一 む べ 一 じ 会議資料と議事録(録音をしています)は、会議終了後、区のホームページに けいさい しょうがい ふくしか かくちいき ふくしか しょう しゃ そごう 掲載するとともに、障害福祉課、各地域福祉課、障がい者総合 さ ほ 一 と せ ん た 一 えつらん サポートセンターで閲覧ができるようにしています。